

- (5) その他 入札執行前に、次の書類を事務担当に提出すること。
ア 道総研から送付された制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書（上記3(2)の書類）の写し。
イ 委任状。（代理人が参加する場合）

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金又はこれに代える担保を納付すること。
(2) 入札保証金の納付の免除については、取扱規則第9条の定めるところによる。

7 契約保証金

- (1) 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。
(2) 契約保証金の納付の免除については、取扱規則第37条の定めるところによる。

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

9 送付による入札の可否 認めない。

10 落札者の決定方法

取扱規則第19条第1項に規定する場合を除き、取扱規則第10条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

なお、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札に付し、落札者がいないときは、入札価額が最も低い入札者1者から見積書を徴し、随意契約の手続きに移行する。

11 契約書作成の要否 要する。

12 その他

- (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称 地方独立行政法人北海道立総合研究機構栽培水産試験場総務部総務課
イ 所在地 北海道室蘭市舟見町1丁目156番3号（電話番号 0143-22-2320）
(4) 前金払 前金払はしない。
(5) 概算払 概算払はしない。
(6) 部分払 部分払はしない。
(7) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
(8) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
(9) この入札の執行は、公開する。
(10) 詳細は、入札説明書による。
なお、物品競争入札心得は、契約条項を示す場所において交付する。